

1 議案第68号関係

2 議案第69号関係

### 3 議案第70号関係

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

#### (1) おいらせ町職員定数条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
(職員) 第1条 略 (1)～(5) 略 (6) 法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職に任用された職員 (7) 略	(職員) 第1条 略 (1)～(5) 略 (6) 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職に任用された職員 (7) 略

#### (2) おいらせ町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により任期を定めて採用された職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11) 略	(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により任期を定めて採用された職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11) 略

4 議案第71号関係

おいらせ町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について

(1)おいらせ町職員の定年等に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）<u>第22条の4第1項、第28条の2（第3項を除く。）、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで、第28条の7及び附則第21項から第23項まで</u>の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。 ただし、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号）第4条第1項第2号に規定する医療職給料表（1）の適用を受ける<u>職員</u>の定年は、年齢<u>70年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由がある</u>と認めるときは、<u>同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。</u><u>ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</u>の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。 ただし、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号）第4条第1項第2号に規定する医療職給料表(1)の適用を受ける<u>医師</u>の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当する</u>と認めるときは、<u>その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u></p>

改正案	現行
<p><u>2項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて町長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>(1) <u>当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(2) <u>当該職務が高度の知識、技能若しくは経験を必要とするものであるため、又は当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由</u>が引き続き<u>ある</u>と認めるときは、町長の承認を得て、<u>これらの期限の翌日から起算して1年</u>を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、<u>当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日</u>から起算して3年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き</u>勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、<u>あらかじめ当該職員</u>の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、<u>第1項の規定により引き続き</u></p>	<p>(1) <u>当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>(2) <u>当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。</u></p> <p>(3) <u>当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由</u>が引き続き<u>存する</u>と認めるときは、町長の承認を得て、<u>1年</u>を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、<u>その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日</u>から起算して3年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き</u>勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、<u>当該職員</u>の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の</p>

改正案	現行
<p><u>き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、当該期限を繰り上げるものとする。</u></p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢による降任等の対象となる職)</u></p> <p><u>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職(第3条ただし書に規定する職員を除く。)とする。</u></p> <p><u>(1) おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例第11条第1項に規定する職</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる職のほか、当該職に相当する職として規則で定める職</u></p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢)</u></p> <p><u>第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</u></p> <p><u>(管理監督職以外の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</u></p> <p><u>第8条 任命権者は、法第28条の2第1項本文の規定による管理監督職以外の職への降任又は転任(以下この項において「降任等」という。)(以下「管理監督職以外の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任等を行うとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3</u></p>	<p>規定により延長された期限が到来する前に<u>第1項の事由が存しなくなった</u>と認めるときは、当該職員の同意を得て、<u>期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。</u></p> <p><u>5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、規則で定める。</u></p>

改正案	現 行
<p><u>項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。</u></p> <p><u>(3) 当該職員の管理監督職以外の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の管理監督職以外の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。</u></p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)</u></p> <p><u>第9条 任命権者は、管理監督職以外の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この条において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</u></p> <p><u>(1) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の管理監督職以外の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>(2) 当該職務が高度の知識、技能若しくは経験を必要とするものであるため、又は当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の管理監督職以外の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p><u>3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、管理監督職以外の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以</u></p>	



改正案	現 行
<p><u>下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の管理監督職以外の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</u></p> <p><u>4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</u></p> <p><u>5 任命権者は、前各項の規定による異動期間(これらの規定により延長された期間を</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>含む。)の延長及び当該延長に係る職員の降任又は転任をする場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>6 任命権者は、第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された職員について、延長された当該異動期間の末日が到来する前に当該延長の事由がなくなつたと認めるときは、管理監督職以外の職への降任等をするものとする。</u></p> <p><u>（定年前再任用短時間勤務職員の任用）</u></p> <p><u>第10条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りではない。</u></p> <p><u>（委任）</u></p> <p><u>第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>附 則</p>	<p>現 行</p> <p>附 則</p>

改正案	現行												
<p>1・2 略</p> <p><u>(定年に関する経過措置)</u></p> <p><u>3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条本文中「65年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同条ただし書中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="188 667 782 1048"> <tbody> <tr> <td><u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u></td> <td><u>61年</u></td> <td><u>66年</u></td> </tr> <tr> <td><u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u></td> <td><u>62年</u></td> <td><u>67年</u></td> </tr> <tr> <td><u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u></td> <td><u>63年</u></td> <td><u>68年</u></td> </tr> <tr> <td><u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u></td> <td><u>64年</u></td> <td><u>69年</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(年齢60年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認)</u></p> <p><u>4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員、第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用された職員にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</u></p>	<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>	<u>66年</u>	<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	<u>62年</u>	<u>67年</u>	<u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u>	<u>63年</u>	<u>68年</u>	<u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u>	<u>64年</u>	<u>69年</u>	<p>1・2 略</p>
<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>	<u>66年</u>											
<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	<u>62年</u>	<u>67年</u>											
<u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u>	<u>63年</u>	<u>68年</u>											
<u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u>	<u>64年</u>	<u>69年</u>											

(2)おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>(初任給、昇給及び昇格の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前において規則で定める日以前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。</p> <p>6 略</p> <p>7 55歳(規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員の第5項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における<u>当該職員</u>の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>8～10 略</p> <p><u>11 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年おいらせ町条例第34号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同</u></p>	<p>(初任給、昇給及び昇格の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前において規則で定める日以前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。</p> <p>6 略</p> <p>7 55歳(規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員の第5項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における<u>その者</u>の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>8～10 略</p> <p><u>11 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)及びおいらせ町一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成25年おいらせ町条例第21号。以下「任期付職員条例」という。)第3条又は第4条の規定により採用された職員の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p>

改正案	現 行
<p><u>条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>第6条 任期付職員条例第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第11項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>（住居手当）</p> <p>第14条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（町が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除き、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、第16条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員に限る。）に支給する。</p> <p>2・3 略</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位</p>	<p><u>第6条 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第11項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>2 任期付職員条例第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第11項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>（住居手当）</p> <p>第14条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（町が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除き、<u>再任用職員</u>にあつては、第16条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員に限る。）に支給する。</p> <p>2・3 略</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位</p>

改正案	現 行
<p>期間につき、規則で定めるところにより算出した<u>当該職員</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（<u>当該職員</u>が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員のうち四輪の自動車を使用する者以外の者 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア～ス 略</p> <p>(3) 前項第2号に掲げる職員のうち四輪の自動車を使用する者 自動車等の使用距離が片道4キロメートル未満である職員にあっては2,000円、自動車等の使用距離が片道4キロメートル以上である職員にあっては4万4,000円の範囲内でその使用距離に応じ、支給単位期間につき規則で定める額を2,000円に加算した額（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して</p>	<p>期間につき、規則で定めるところにより算出した<u>その者</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（<u>その者</u>が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、<u>その者</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員のうち四輪の自動車を使用する者以外の者 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア～ス 略</p> <p>(3) 前項第2号に掲げる職員のうち四輪の自動車を使用する者 自動車等の使用距離が片道4キロメートル未満である職員にあっては2,000円、自動車等の使用距離が片道4キロメートル以上である職員にあっては4万4,000円の範囲内でその使用距離に応じ、支給単位期間につき規則で定める額を2,000円に加算した額（<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で</p>

改正案	現 行
<p>規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>(4) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前3号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額若しくは前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、<b>当該職員</b>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は第2号に定める額若しくは前号に定める額</p> <p>3 略</p> <p>(1) 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した<b>当該職員</b>の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額</p> <p>(2) 略</p> <p>4～7 略</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 <b>定年前再任用短時間勤務職員</b>及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で</p>	<p>定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>(4) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前3号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額若しくは前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、<b>その者</b>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は第2号に定める額若しくは前号に定める額</p> <p>3 略</p> <p>(1) 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した<b>その者</b>の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額</p> <p>(2) 略</p> <p>4～7 略</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 <b>再任用短時間勤務職員</b>及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定</p>

改正案	現 行
<p>規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にし、及び勤務時間条例第5条の規定により割振り変更前の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間（前項に規定する規則で定める時間を除く。）が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（正規の勤務時間外にした勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務の場合は100分の50）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5・6 略</p> <p>（期末手当）</p> <p>第26条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における<u>当該職員</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100</p>	<p>める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にし、及び勤務時間条例第5条の規定により割振り変更前の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間（前項に規定する規則で定める時間を除く。）が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項<u>（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</u>及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（正規の勤務時間外にした勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務の場合は100分の50）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5・6 略</p> <p>（期末手当）</p> <p>第26条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における<u>その者</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあ</p>



改正案	現行
<p>0分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、<b>当該任命権者</b>に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、正当な理由があると町長が認める場合を除き、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<b>定年前再任用短時間勤務職員</b>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<b>定年前再任用短時間勤務職員</b> 当該<b>定年前再任用短時間勤務職員</b>の勤勉手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第35条 <b>第5条第3項から第10項まで、第12条、</b>第13条及び第30条の規定は、<b>定年前再任用短時間勤務職員</b>及び任期付短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p>	<p>るのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、<b>その者</b>に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、正当な理由があると町長が認める場合を除き、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<b>再任用職員</b>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<b>再任用職員</b> 当該<b>再任用職員</b>の勤勉手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第35条 <b>第12条、</b>第13条及び第30条の規定は、<b>再任用職員</b>及び任期付短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p>

改正案	現 行
<p>1～12 略</p> <p><u>13～16 略</u></p> <p><u>17 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</u></p> <p><u>18 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p><u>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p><u>(2) おいらせ町職員の定年等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第29号。以下「定年等条例」という。）第3条ただし書に規定する職員</u></p> <p><u>(3) 定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年等条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</u></p> <p><u>(4) 定年等条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年等条例第6条に規定する職を占める職員</u></p> <p><u>19 定年等条例第8条に規定する管理監督職以外の職への降任等をされた職員であつて、当該管理監督職以外の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日</u></p>	<p>1～12 略</p> <p><u>14～17 略</u></p>

改正案	現行
<p><u>から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u></p> <p><u>20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u></p> <p><u>21 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第19項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第19項及び第20項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p> <p><u>22 附則第19項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第17項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の</u></p>	

改正案

現行

事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第19項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。

23 附則第19項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第26条第5項（第29条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第26条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料の額との合計額」とする。

24 附則第17項から前項までに定めるもののほか、附則第17項の規定による給料月額、附則第19項の規定による給料その他附則第17項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円
再任用							
短時間勤務職員以外の職員	略	略	略	略	略	略	略
定年前		基準	基準	基準	基準	基準	基準
再任用		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
短時間勤務職員		円	円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

備考 略

別表第2（第4条関係）

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
		略	略	略	略	略	略
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

備考 略

別表第2（第4条関係）

改正案

医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	略	円	円	円	円
		略	略	略	略
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	略	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円
		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 略

別表第3 (第4条関係)

医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	略	円	円	円	円	円
		略	略	略	略	略
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	略	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100

備考 略

別表第4 (第4条関係)

医療職給料表(3)

現 行

医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	略	円	円	円	円
		略	略	略	略
再任用 職員	略	296,200	338,600	393,000	466,000

備考 略

別表第3 (第4条関係)

医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	略	円	円	円	円	円
		略	略	略	略	略
再任用 職員	略	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100

備考 略

別表第4 (第4条関係)

医療職給料表(3)

改正案							現行						
職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	略	円	円	円	円	円	再任用 職員以 外の職 員	略	円	円	円	円	円
		略	略	略	略	略			略	略	略	略	略
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	再任用 職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100
		__円	__円	__円	__円	__円							
備考 略							備考 略						
別表第5（第4条関係）							別表第5（第4条関係）						
教育職給料表							教育職給料表						
職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級		職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	略	円	円	円	円		再任用 職員以 外の職 員	略	円	円	円	円	
		略	略	略	略	略			略	略	略	略	略
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額		再任用 職員		225,200	271,100	324,400	405,200	
		__円	__円	__円	__円								
備考							備考						
(1) 略							(1) 略						
(2) 略							(2) 略						

(3)おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <b>地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員</b>(以下「<b>定年前再任用短時間勤務職員</b>」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>3・4 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割り振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、<b>定年前再任用短時間勤務職員</b>及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、<b>定年前再任用短時間勤務職員</b>及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割り振りを定める場合には、規則で定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日(<b>定年前再任用短時間勤務職員</b>及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上。以下この項において同じ。)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けることが困難である職員について</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <b>地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員</b>(以下「<b>再任用短時間勤務職員</b>」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>3・4 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割り振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、<b>再任用短時間勤務職員</b>及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、<b>再任用短時間勤務職員</b>及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割り振りを定める場合には、規則で定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日(<b>再任用短時間勤務職員</b>及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上。以下この項において同じ。)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けることが困難である職員については、規</p>

改正案	現 行
<p>は、規則で定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 略</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日 (<b>定年前再任用短時間勤務職員</b>及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(臨時職員等の勤務時間、休暇等)</p> <p>第19条 非常勤の職員 (<b>定年前再任用短時間勤務職員</b>、任期付短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)の勤務時間については、規則で定める基準に従い、任命権者が定める。</p> <p>2 臨時の職員及び非常勤の職員 (<b>定年前再任用短時間勤務職員</b>及び任期付短時間勤務職員を除く。)の休暇については、その職務の性質等を考慮し、任命権者が定める。</p>	<p>規則で定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 略</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日 (<b>再任用短時間勤務職員</b>及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(臨時職員等の勤務時間、休暇等)</p> <p>第19条 非常勤の職員 (<b>再任用短時間勤務職員</b>、任期付短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)の勤務時間については、規則で定める基準に従い、任命権者が定める。</p> <p>2 臨時の職員及び非常勤の職員 (<b>再任用短時間勤務職員</b>及び任期付短時間勤務職員を除く。)の休暇については、その職務の性質等を考慮し、任命権者が定める。</p>



(4) おいらせ町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案			現 行		
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) おいらせ町職員の定年等に関する条例(平成18年おいらせ町条例第29号)第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続き</u>勤務している職員</p> <p><u>(3) おいらせ町職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された同条例第6条に規定する職を占める職員</u></p> <p><u>(4)・(5)</u> 略</p>			<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) おいらせ町職員の定年等に関する条例(平成18年おいらせ町条例第29号)第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続き</u>勤務している職員</p> <p><u>(3)・(4)</u> 略</p>		
<p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、<u>第2条第1号から第3号までに掲げる職員とする。</u></p>			<p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、<u>次に掲げる職員とする。</u></p> <p><u>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p><u>(2) おいらせ町職員の定年等に関する条例(平成18年おいらせ町条例第29号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</u></p>		
<p>(育児短時間勤務職員についての勤務時間条例の特例)</p> <p>第14条 略</p>			<p>(育児短時間勤務職員についての勤務時間条例の特例)</p> <p>第14条 略</p>		
略	略	略	略	略	略
第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項並びに第12条第1項第1号	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 及び <u>任期付短時間勤務職員</u>	略	第3条第1項ただし書、 <u>第3条第2項ただし書</u> 、第4条第2項及び第12条第1項第1号	<u>再任用短時間勤務職員</u> 及び <u>任期付短時間勤務職員</u>	略

改正案			現行		
略	略	略	略	略	略
(育児短時間勤務職員についての給与条例の特例) 第15条 略			(育児短時間勤務職員についての給与条例の特例) 第15条 略		
略	略	略	略	略	略
第5条第11項	<u>おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）</u>	<u>勤務時間条例</u>	第5条第11項	<u>とする</u>	<u>に、算出率を乗じて得た額とする</u>
第15条第2項第2号	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 及び任期付短時間勤務職員	略	第15条第2項第2号	<u>再任用短時間勤務職員</u> 及び任期付短時間勤務職員	略
略	略	略	略	略	略
第19条第3項	略	略	第19条第3項	略	略
略	略	略	<u>第19条第4項</u>	<u>(第2項</u>	<u>(育児休業条例第15条</u>
略	略	略	略	略	略
(部分休業をすることができない職員) 第19条 略 (1) 略 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法 <u>第22条の4第1項</u> に規定する短時間勤務の職			(部分休業をすることができない職員) 第19条 略 (1) 略 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法 <u>第28条の5第1項</u> に規定する短時間勤務の職		

改正案	現行
<p>を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。） （部分休業の承認）</p> <p>第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p><u>（給与条例附則第17項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）</u></p> <p><u>3 育児短時間勤務をしている職員に対する給与条例附則第17項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「」に、おいらせ町職員の育児休業等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第35号）第14条の規定により読み替えられた勤務時間条例第2条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。</u></p> <p><u>4 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員が給与条例附則第17項の規定の適用を受ける場合における第18条の規定の適用については、同条中「第14条及び第15条」とあるのは、「第14条、第15条及び附則第3項」とする。</u></p>	<p>を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）を除く。） （部分休業の承認）</p> <p>第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。以下同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p>

(5)おいらせ町職員の分限に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>(降給の事由)</p> <p>第3条 降給の種類は、降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいい、降任に伴うものを除く。以下同じ。）及び降号（職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2 任命権者は、職員が、<u>法第28条の2第1項本文の規定による管理監督職以外の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号</u>のいずれかに該当する場合は、その意に反して、当該職員を降格することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>(降任、免職、休職及び降給の手続)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>(休職の効果)</p> <p>第5条 略</p> <p>第6条 略</p> <p>2 休職者の給与については、別に条例で定める。</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p><u>4 第3条第1項及び第6条第2項の規定の適用については、当分の間、第3条第1項中「とする」とあるのは「並びにおいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号）附則第17項の規定による職員の給料月額の設定と</u></p>	<p>(降給の事由)</p> <p>第3条 降給の種類は、降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいい、降任に伴うものを除く。以下同じ。）及び降号（職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2 任命権者は、職員が<u>次の各号に掲げる場合</u>のいずれかに該当するときは、その意に反して、当該職員を降格することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>(降任、免職、休職及び降給の手続)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>(休職の効果)</p> <p>第5条 略</p> <p>第6条 略</p> <p>2 休職者の給与については、別に条例で定める。</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p>

改正案	現 行
<p><u>する」と、第6条第2項中「条例」とあるのは「おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例」とする。</u></p> <p><u>5 第4条第2項の規定は、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例附則第17項の規定による職員の給料月額の設定については、適用しない。この場合において、この規定の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、この規定の適用により給料月額又は給料の額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u></p>	

(6) おいらせ町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p><u>(減給の効果)</u></p> <p><u>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日を受ける給料の月額(報酬にあつては、月額に相当する額。以下この条において同じ。)の10分の1以下に相当する額を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p><u>(減給の効果)</u></p> <p><u>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬)の月額の10分の1以内の額を減ずるものとする。</u></p>

(7) おいらせ町職員の修学部分休業に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>(給与の減額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 修学部分休業をしている職員に対するおいらせ町一般職の職員の給与に関する条例第15条第2項の規定の適用については、同項第2号及び第3号中「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは、「法第26条の2第1項に規定する修学部分休業をしている職員」とする。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 修学部分休業をしている職員に対するおいらせ町一般職の職員の給与に関する条例第15条第2項の規定の適用については、同項第2号及び第3号中「<u>再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは、「法第26条の2第1項に規定する修学部分休業をしている職員」とする。</p>

(8)おいらせ町職員の高齢者部分休業に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>(給与の減額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 高齢者部分休業をしている職員に対するおいらせ町一般職の職員の給与に関する条例第15条第2項の規定の適用については、同項第2号及び第3号中「<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>」とあるのは、「法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をしている職員」とする。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 高齢者部分休業をしている職員に対するおいらせ町一般職の職員の給与に関する条例第15条第2項の規定の適用については、同項第2号及び第3号中「<u>再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは、「法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をしている職員」とする。</p>

5 議案第72号関係

(1)おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表 (抜粋) (第1条関係)

改 正 案	現 行																																																																																																																																																														
<p>(勤勉手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<b>6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の100</b>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<b>6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5</b>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <p style="text-align: center;"><b>行政職給料表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の 区分</th> <th rowspan="2">職務 の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> </tr> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定年前</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>再任用</td> <td>1</td> <td>150,100</td> <td>198,500</td> <td>234,400</td> <td>266,000</td> <td>290,700</td> <td>319,200</td> </tr> <tr> <td>短時間</td> <td>2</td> <td>151,200</td> <td>200,300</td> <td>236,000</td> <td>267,700</td> <td>292,900</td> <td>321,400</td> </tr> <tr> <td>勤務職 員以外 の職員</td> <td>3</td> <td>152,400</td> <td>202,100</td> <td>237,500</td> <td>269,200</td> <td>295,000</td> <td>323,700</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4</td> <td>153,500</td> <td>203,900</td> <td>239,000</td> <td>271,000</td> <td>297,000</td> <td>325,900</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5</td> <td>154,600</td> <td>205,400</td> <td>240,300</td> <td>272,700</td> <td>298,800</td> <td>328,100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6</td> <td>155,700</td> <td>207,200</td> <td>241,900</td> <td>274,500</td> <td>300,800</td> <td>330,100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7</td> <td>156,800</td> <td>209,000</td> <td>243,400</td> <td>276,300</td> <td>302,600</td> <td>332,300</td> </tr> </tbody> </table>	職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	定年前		円	円	円	円	円	円	再任用	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	短時間	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	勤務職 員以外 の職員	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700		4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900		5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100		6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100		7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	<p>(勤勉手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <p style="text-align: center;"><b>行政職給料表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の 区分</th> <th rowspan="2">職務 の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> </tr> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定年前</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>再任用</td> <td>1</td> <td>146,100</td> <td>195,500</td> <td>231,500</td> <td>264,200</td> <td>289,700</td> <td>319,200</td> </tr> <tr> <td>短時間</td> <td>2</td> <td>147,200</td> <td>197,300</td> <td>233,100</td> <td>266,000</td> <td>291,900</td> <td>321,400</td> </tr> <tr> <td>勤務職 員以外 の職員</td> <td>3</td> <td>148,400</td> <td>199,100</td> <td>234,600</td> <td>267,800</td> <td>294,000</td> <td>323,700</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4</td> <td>149,500</td> <td>200,900</td> <td>236,200</td> <td>269,900</td> <td>296,000</td> <td>325,900</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5</td> <td>150,600</td> <td>202,400</td> <td>237,600</td> <td>271,600</td> <td>297,900</td> <td>328,100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6</td> <td>151,700</td> <td>204,200</td> <td>239,300</td> <td>273,400</td> <td>300,000</td> <td>330,100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7</td> <td>152,800</td> <td>206,000</td> <td>240,800</td> <td>275,200</td> <td>302,200</td> <td>332,300</td> </tr> </tbody> </table>	職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	定年前		円	円	円	円	円	円	再任用	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	短時間	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	勤務職 員以外 の職員	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700		4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900		5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100		6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100		7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300
職員の 区分			職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級																																																																																																																																																						
	号給	給料月額		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																																																																																																																																							
定年前		円	円	円	円	円	円																																																																																																																																																								
再任用	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200																																																																																																																																																								
短時間	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400																																																																																																																																																								
勤務職 員以外 の職員	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700																																																																																																																																																								
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900																																																																																																																																																								
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100																																																																																																																																																								
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100																																																																																																																																																								
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300																																																																																																																																																								
職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級																																																																																																																																																								
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																																																																																																																																							
定年前		円	円	円	円	円	円																																																																																																																																																								
再任用	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200																																																																																																																																																								
短時間	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400																																																																																																																																																								
勤務職 員以外 の職員	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700																																																																																																																																																								
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900																																																																																																																																																								
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100																																																																																																																																																								
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100																																																																																																																																																								
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300																																																																																																																																																								

改 正 案								現 行							
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500		8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400		9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600		10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600		11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800		12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600		13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600		14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600		15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600		16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300		17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300		18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100		19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000		20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900		21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800		22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800		23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700		24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700		25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600		26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600		27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600		28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100		29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900		30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700		31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300		32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100		33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500		34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000		35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600		36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000		37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200		38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400		39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500		40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600		41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800		42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000		43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100		44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800		45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	



改正案								現行							
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500		46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200		47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900		48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500		49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100		50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600		51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000		52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400		53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700		54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000		55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300		56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600		57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900		58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200		59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500		60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800		61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	

改 正 案								現 行							
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300			86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600			87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600	381,500				94		294,900	342,600	381,500			
95		295,200	343,100	381,900				95		295,200	343,100	381,900			
96		295,600	343,500	382,300				96		295,600	343,500	382,300			
97		295,800	343,700	382,600				97		295,800	343,700	382,600			
98		296,100	344,100	383,100				98		296,100	344,100	383,100			
99		296,500	344,500	383,500				99		296,500	344,500	383,500			
100		296,900	344,800	383,900				100		296,900	344,800	383,900			
101		297,100	345,100	384,200				101		297,100	345,100	384,200			
102		297,400	345,500					102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900					103		297,800	345,900				
104		298,100	346,300					104		298,100	346,300				
105		298,300	346,800					105		298,300	346,800				
106		298,600	347,200					106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600					107		299,000	347,600				
108		299,300	348,000					108		299,300	348,000				
109		299,500	348,500					109		299,500	348,500				
110		299,900	348,900					110		299,900	348,900				
111		300,300	349,200					111		300,300	349,200				
112		300,600	349,500					112		300,600	349,500				
113		300,800	350,000					113		300,800	350,000				
114		301,000						114		301,000					
115		301,300						115		301,300					
116		301,700						116		301,700					
117		301,900						117		301,900					
118		302,100						118		302,100					
119		302,400						119		302,400					
120		302,700						120		302,700					
121		303,100						121		303,100					

改 正 案							現 行								
	122		303,300						122		303,300				
	123		303,600						123		303,600				
	124		303,900						124		303,900				
	125		304,200						125		304,200				
定年前		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	定年前		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
再任用		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	再任用		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
短時間		円	円	円	円	円	円	短時間		円	円	円	円	円	円
勤務職		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	勤務職		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100
員								員							

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第31条、第31条の2及び第31条の3に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前			円	円	円
再任用	1		253,600	338,400	400,400
短時間	2		256,100	341,400	403,300
勤務職	3		258,600	344,200	405,900
員以外	4		261,100	347,100	408,600
の職員	5		263,300	349,800	411,000
	6		267,100	352,800	413,300
	7		270,900	355,900	415,400
	8		274,700	358,700	417,300
	9		278,300	361,100	419,500
	10		282,300	363,700	422,200
	11		286,300	366,400	424,800
	12		290,300	369,200	427,500
	13		294,000	372,100	429,900
	14		298,000	375,600	432,400
	15		301,900	378,600	434,800
	16		305,700	382,200	437,300
	17		309,300	385,600	439,300
	18		312,800	388,300	441,700
	19		316,300	390,800	444,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第31条、第31条の2及び第31条の3に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前			円	円	円
再任用	1		249,800	335,000	399,000
短時間	2		252,300	338,000	401,900
勤務職	3		254,800	340,900	404,500
員以外	4		257,300	343,800	407,200
の職員	5		259,500	346,500	409,800
	6		263,300	349,700	412,200
	7		267,100	352,800	414,900
	8		270,900	355,900	417,300
	9		274,500	358,700	419,500
	10		278,500	361,400	422,200
	11		282,500	364,500	424,800
	12		286,500	367,700	427,500
	13		290,300	370,600	429,900
	14		294,300	374,100	432,400
	15		298,200	377,100	434,800
	16		302,100	380,700	437,300
	17		305,800	384,300	439,300
	18		309,400	387,000	441,700
	19		312,900	389,500	444,000

改 正 案						現 行					
20	319,800	393,400	446,400	512,100		20	316,500	392,100	446,400	512,100	
21	323,400	396,100	447,900	513,900		21	320,100	394,900	447,900	513,900	
22	327,100	398,300	450,300	515,700		22	323,800	397,200	450,300	515,700	
23	330,500	400,200	452,600	517,600		23	327,300	399,700	452,600	517,600	
24	333,800	401,800	454,900	519,500		24	330,600	401,800	454,900	519,500	
25	337,300	403,800	456,900	521,200		25	334,100	403,800	456,900	521,200	
26	339,800	406,100	459,200	523,000		26	336,800	406,100	459,200	523,000	
27	342,400	408,300	461,400	524,800		27	339,400	408,300	461,400	524,800	
28	344,700	410,600	463,700	526,600		28	342,000	410,600	463,700	526,600	
29	347,100	412,900	465,800	528,200		29	344,800	412,900	465,800	528,200	
30	348,900	415,000	468,100	530,000		30	346,700	415,000	468,100	530,000	
31	350,700	417,000	470,400	531,800		31	348,900	417,000	470,400	531,800	
32	352,700	419,100	472,600	533,600		32	351,300	419,100	472,600	533,600	
33	354,900	421,000	474,600	535,200		33	353,500	421,000	474,600	535,200	
34	357,200	422,800	476,700	537,000		34	355,800	422,800	476,700	537,000	
35	359,300	424,600	478,800	538,700		35	357,900	424,600	478,800	538,700	
36	361,600	426,600	480,900	540,500		36	360,200	426,600	480,900	540,500	
37	363,700	428,500	483,000	542,100		37	362,400	428,500	483,000	542,100	
38	366,100	430,500	484,800	543,700		38	364,800	430,500	484,800	543,700	
39	368,300	432,400	486,600	545,100		39	367,000	432,400	486,600	545,100	
40	370,300	434,400	488,400	546,700		40	369,000	434,400	488,400	546,700	
41	372,500	436,200	490,100	548,200		41	371,300	436,200	490,100	548,200	
42	373,500	438,000	491,900	549,600		42	372,500	438,000	491,900	549,600	
43	374,300	439,700	493,700	551,000		43	373,900	439,700	493,700	551,000	
44	375,000	441,500	495,500	552,300		44	375,000	441,500	495,500	552,300	
45	376,200	443,300	497,100	553,500		45	376,200	443,300	497,100	553,500	
46	377,600	445,100	498,800	554,500		46	377,600	445,100	498,800	554,500	
47	379,100	446,900	500,600	555,500		47	379,100	446,900	500,600	555,500	
48	380,600	448,600	502,400	556,500		48	380,600	448,600	502,400	556,500	
49	381,700	450,400	504,000	557,500		49	381,700	450,400	504,000	557,500	
50	382,700	452,100	505,300	558,400		50	382,700	452,100	505,300	558,400	
51	383,700	453,900	506,600	559,300		51	383,700	453,900	506,600	559,300	
52	384,500	455,700	507,900	560,200		52	384,500	455,700	507,900	560,200	
53	385,400	457,600	508,900	561,000		53	385,400	457,600	508,900	561,000	
54	386,300	458,800	510,200	561,900		54	386,300	458,800	510,200	561,900	
55	387,000	460,000	511,500	562,800		55	387,000	460,000	511,500	562,800	
56	387,900	461,200	512,800	563,700		56	387,900	461,200	512,800	563,700	
57	388,600	462,400	513,800	564,600		57	388,600	462,400	513,800	564,600	

改 正 案					現 行				
58	389,500	463,400	514,600	565,500	58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400	59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100	60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000	61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900	62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800	63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700	64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600	65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400		66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100		67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000		68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900		69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700		70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600		71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500		72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300		73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200		74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100		75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800		76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600		77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500		78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400		79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300		80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100		81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000		82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900		83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800		84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600		85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500		86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400		87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300		88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100		89		482,400	541,100	
90		483,000			90		483,000		
91		483,600			91		483,600		
92		484,000			92		484,000		
93		484,500			93		484,500		
94		485,100			94		485,100		
95		485,700			95		485,700		

改 正 案					
	96		486,300		
	97		486,800		
定年前		基 準	基 準	基 準	基 準
再任用		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
短時間		円	円	円	円
勤務職		296,200	338,600	393,000	466,000
員					

備考 この表は、病院等に勤務する医師で  
規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条関係）

医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前			円	円	円	円	
再任用	1		155,100	191,500	226,800	252,400	282,100
短時間	2		156,500	193,100	228,400	253,500	284,000
勤務職	3		157,900	194,700	230,000	254,700	286,100
員以外	4		159,300	196,300	231,600	256,000	288,100
の職員	5		160,500	197,800	233,000	257,200	290,200
	6		162,300	199,300	234,600	258,400	292,300
	7		164,000	200,900	236,100	259,500	294,200
	8		165,600	202,400	237,700	260,500	296,200
	9		167,200	204,000	238,600	261,800	298,000
	10		168,900	205,700	240,000	262,500	299,900
	11		170,500	207,300	241,400	263,400	301,500
	12		172,300	209,000	242,500	264,200	303,100
	13		173,700	210,400	244,000	265,300	305,100
	14		175,500	212,000	245,300	266,400	307,000
	15		177,400	213,600	246,500	267,600	309,100
	16		179,200	215,200	247,800	268,700	311,100
	17		181,100	216,600	248,600	270,200	313,100
	18		182,600	218,200	249,800	271,900	315,100
	19		184,400	219,900	250,900	273,600	317,200
	20		186,200	221,600	252,000	275,300	319,300
	21		187,700	222,900	253,400	277,000	321,100
	22		189,200	224,400	254,200	278,700	323,100
	23		190,700	225,800	255,100	280,400	324,900

現 行					
	96		486,300		
	97		486,800		
定年前		基 準	基 準	基 準	基 準
再任用		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
短時間		円	円	円	円
勤務職		296,200	338,600	393,000	466,000
員					

備考 この表は、病院等に勤務する医師で  
規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条関係）

医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前			円	円	円	円	
再任用	1		151,000	188,400	223,600	249,600	281,000
短時間	2		152,400	190,000	225,200	250,800	282,900
勤務職	3		153,800	191,600	226,800	252,000	285,000
員以外	4		155,200	193,200	228,400	253,400	287,000
の職員	5		156,400	194,700	229,800	254,600	289,100
	6		158,200	196,200	231,400	255,800	291,200
	7		159,900	197,800	232,900	257,000	293,100
	8		161,500	199,300	234,500	258,000	295,100
	9		163,100	200,900	235,600	259,300	297,100
	10		164,800	202,600	237,100	260,100	299,100
	11		166,400	204,200	238,500	261,100	301,100
	12		168,200	205,900	239,700	262,100	303,100
	13		169,700	207,300	241,300	263,400	305,100
	14		171,600	208,900	242,700	264,600	307,000
	15		173,600	210,500	243,900	266,200	309,100
	16		175,500	212,100	245,300	267,600	311,100
	17		177,400	213,500	246,100	269,100	313,100
	18		179,200	215,100	247,300	270,800	315,100
	19		181,000	216,800	248,500	272,500	317,200
	20		182,900	218,500	249,600	274,200	319,300
	21		184,700	219,800	251,000	276,000	321,100
	22		186,200	221,300	251,900	277,700	323,100
	23		187,700	222,700	252,900	279,400	324,900

改 正 案							現 行					
24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900		24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900
25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600		25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600
26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500		26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500
27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500		27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500
28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500		28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500
29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800		29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800
30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600		30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600
31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300		31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300
32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100		32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100
33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800		33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800
34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600		34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600
35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500		35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500
36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300		36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300
37	209,900	243,400	274,200	303,400	350,100		37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100
38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800		38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800
39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400		39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400
40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100		40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100
41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300		41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300
42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400		42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400
43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600		43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600
44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800		44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800
45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000		45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000
46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800		46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800
47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000		47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000
48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100		48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100		49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100		50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100		51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100		52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900		53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700		54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600		55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500		56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000		57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800		58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600		59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400		60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800		61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800

改 正 案							現 行						
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500		62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200		63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900		64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300		65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900		66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900	
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600		67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600	
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200		68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200	
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600		69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600	
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100		70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100	
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600		71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600	
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100		72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100	
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700		73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700	
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200		74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200	
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800		75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800	
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400		76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400	
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900		77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900	
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400		78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400	
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900		79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900	
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400		80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400	
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700		81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700	
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200		82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200	
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600		83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600	
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000		84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000	
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400		85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400	
86		289,500	325,400	346,300	387,900		86		289,500	325,400	346,300	387,900	
87		289,700	325,600	346,600	388,300		87		289,700	325,600	346,600	388,300	
88		289,900	326,000	346,900	388,700		88		289,900	326,000	346,900	388,700	
89		290,300	326,400	347,300	389,100		89		290,300	326,400	347,300	389,100	
90		290,500	326,800	347,600	389,600		90		290,500	326,800	347,600	389,600	
91		290,700	327,200	348,000	390,000		91		290,700	327,200	348,000	390,000	
92		290,900	327,600	348,300	390,400		92		290,900	327,600	348,300	390,400	
93		291,300	327,900	348,700	390,800		93		291,300	327,900	348,700	390,800	
94		291,500	328,100	349,000			94		291,500	328,100	349,000		
95		291,700	328,500	349,300			95		291,700	328,500	349,300		
96		292,000	328,800	349,600			96		292,000	328,800	349,600		
97		292,400	329,000	349,900			97		292,400	329,000	349,900		
98		292,700	329,300	350,300			98		292,700	329,300	350,300		
99		292,900	329,600	350,700			99		292,900	329,600	350,700		



改 正 案						現 行					
	100		293,200	329,900	351,100		100		293,200	329,900	351,100
	101		293,500	330,100	351,600		101		293,500	330,100	351,600
	102		293,700	330,400	352,000		102		293,700	330,400	352,000
	103		293,900	330,800	352,400		103		293,900	330,800	352,400
	104		294,200	331,000	352,800		104		294,200	331,000	352,800
	105		294,500	331,200	353,300		105		294,500	331,200	353,300
	106			331,400			106			331,400	
	107			331,800			107			331,800	
	108			332,000			108			332,000	
	109			332,200			109			332,200	
	110			332,600			110			332,600	
	111			333,000			111			333,000	
	112			333,400			112			333,400	
	113			333,600			113			333,600	
定年前		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	定年前		基 準	基 準	基 準
再任用		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	再任用		給料月額	給料月額	給料月額
短時間		円	円	円	円	円	短時間		円	円	円
勤務職		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	勤務職		188,700	215,300	243,500
員							員				

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400
短時間	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000
勤務職	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600
員以外	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400
の職員	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100
短時間	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800
勤務職	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400
員以外	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200
の職員	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400

改 正 案							現 行					
12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100		12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100
13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600		13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600
14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200		14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200
15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000		15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000
16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800		16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800
17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500		17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500
18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100		18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100
19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800		19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800
20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500		20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500
21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900		21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900
22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400		22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400
23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900		23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900
24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400		24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400
25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800		25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800
26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200		26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200
27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700		27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700
28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300		28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300
29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400		29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400
30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900		30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900
31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300		31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300
32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800		32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800
33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400		33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400
34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900		34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900
35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500		35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000		36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700		37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300		38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800		39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400		40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600		41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100		42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600		43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000		44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600		45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600		46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100		47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400		48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800		49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800

改 正 案							現 行					
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200		50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500		51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900		52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400		53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600		54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700		55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900		56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000		57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900		58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900		59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900		60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500		61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300		62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100		63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900		64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600		65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300		66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100		67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800		68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400		69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000		70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700		71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300		72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000		73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500		74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100		75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600		76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000		77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600		78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100		79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400		80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700		81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200		82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600		83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900		84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200		85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700		86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200		87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200

改 正 案							現 行						
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
94	281,900	315,000	348,400	366,400			94	281,900	315,000	348,400	366,400		
95	282,800	315,700	349,100	366,800			95	282,800	315,700	349,100	366,800		
96	283,800	316,300	349,700	367,100			96	283,800	316,300	349,700	367,100		
97	284,400	317,000	350,100	367,700			97	284,400	317,000	350,100	367,700		
98	285,200	317,300	350,500	368,200			98	285,200	317,300	350,500	368,200		
99	285,800	317,900	351,000	368,700			99	285,800	317,900	351,000	368,700		
100	286,700	318,600	351,400	369,200			100	286,700	318,600	351,400	369,200		
101	287,500	319,000	351,900	369,800			101	287,500	319,000	351,900	369,800		
102	288,300	319,600	352,300	370,300			102	288,300	319,600	352,300	370,300		
103	289,100	320,200	352,800	370,800			103	289,100	320,200	352,800	370,800		
104	289,900	320,800	353,200	371,200			104	289,900	320,800	353,200	371,200		
105	290,600	321,200	353,500	371,800			105	290,600	321,200	353,500	371,800		
106	291,100	321,700	354,000	372,300			106	291,100	321,700	354,000	372,300		
107	291,600	322,200	354,400	372,800			107	291,600	322,200	354,400	372,800		
108	292,100	322,700	354,700	373,300			108	292,100	322,700	354,700	373,300		
109	292,300	323,100	355,200	373,900			109	292,300	323,100	355,200	373,900		
110	292,600	323,500	355,700	374,300			110	292,600	323,500	355,700	374,300		
111	292,800	323,800	356,200	374,800			111	292,800	323,800	356,200	374,800		
112	293,200	324,100	356,700	375,300			112	293,200	324,100	356,700	375,300		
113	293,500	324,500	357,200	375,900			113	293,500	324,500	357,200	375,900		
114	293,700	324,900	357,700				114	293,700	324,900	357,700			
115	294,100	325,300	358,200				115	294,100	325,300	358,200			
116	294,400	325,600	358,600				116	294,400	325,600	358,600			
117	294,700	325,800	359,000				117	294,700	325,800	359,000			
118	295,000	326,100	359,400				118	295,000	326,100	359,400			
119	295,300	326,500	359,900				119	295,300	326,500	359,900			
120	295,700	326,700	360,400				120	295,700	326,700	360,400			
121	296,000	326,900	360,800				121	296,000	326,900	360,800			
122	296,400	327,200	361,300				122	296,400	327,200	361,300			
123	296,700	327,500	361,800				123	296,700	327,500	361,800			
124	297,100	327,800	362,300				124	297,100	327,800	362,300			
125	297,300	328,000	362,600				125	297,300	328,000	362,600			

改正案				現行			
126	297,500	328,300		126	297,500	328,300	
127	297,800	328,700		127	297,800	328,700	
128	298,200	328,900		128	298,200	328,900	
129	298,400	329,100		129	298,400	329,100	
130	298,700	329,300		130	298,700	329,300	
131	299,100	329,700		131	299,100	329,700	
132	299,500	329,900		132	299,500	329,900	
133	299,700	330,200		133	299,700	330,200	
134	300,000	330,600		134	300,000	330,600	
135	300,400	331,000		135	300,400	331,000	
136	300,700	331,400		136	300,700	331,400	
137	300,900	331,700		137	300,900	331,700	
138	301,200	332,100		138	301,200	332,100	
139	301,600	332,500		139	301,600	332,500	
140	301,900	332,900		140	301,900	332,900	
141	302,100	333,200		141	302,100	333,200	
142	302,500	333,600		142	302,500	333,600	
143	302,900	333,900		143	302,900	333,900	
144	303,200	334,300		144	303,200	334,300	
145	303,400	334,600		145	303,400	334,600	
146	303,600	335,000		146	303,600	335,000	
147	303,900	335,400		147	303,900	335,400	
148	304,300	335,800		148	304,300	335,800	
149	304,500	336,100		149	304,500	336,100	
150	304,700	336,500		150	304,700	336,500	
151	305,000	336,900		151	305,000	336,900	
152	305,300	337,300		152	305,300	337,300	
153	305,700	337,600		153	305,700	337,600	
154	305,900			154	305,900		
155	306,100			155	306,100		
156	306,400			156	306,400		
157	306,700			157	306,700		
158	307,000			158	307,000		
159	307,300			159	307,300		
160	307,600			160	307,600		
161	308,000			161	308,000		
162	308,300			162	308,300		
163	308,600			163	308,600		

改 正 案						現 行						
	164	308,900					164	308,900				
	165	309,300					165	309,300				
	166	309,600					166	309,600				
	167	309,900					167	309,900				
	168	310,200					168	310,200				
	169	310,600					169	310,600				
定年前		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	定年前	基 準	基 準	基 準	基 準	
再任用		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	再任用	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
短時間		円	円	円	円	円	短時間	円	円	円	円	
勤務職		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	勤務職	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100
員							員					

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

教育職給料表

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円
再任用	1	164,400	180,200	296,000	406,700
短時間	2	165,900	182,300	298,600	408,200
勤務職	3	167,400	184,400	301,400	409,700
員以外	4	168,900	186,600	303,800	411,200
の職員	5	170,500	188,600	306,300	412,600
	6	172,400	190,600	308,400	414,000
	7	174,200	192,700	310,700	415,500
	8	176,000	194,800	312,800	417,100
	9	177,700	197,000	314,900	418,500
	10	179,800	199,600	317,200	419,900
	11	181,800	202,200	319,600	421,300
	12	183,700	204,800	322,100	422,600
	13	185,600	207,400	324,500	423,900
	14	187,700	209,100	326,400	425,300
	15	189,800	210,700	328,300	426,700
	16	191,900	212,400	330,400	428,100
	17	194,100	214,200	332,200	429,300
	18	196,400	215,800	334,400	430,600

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

教育職給料表

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円
再任用	1	160,000	175,800	293,000	406,700
短時間	2	161,500	177,900	295,600	408,200
勤務職	3	163,000	180,000	298,500	409,700
員以外	4	164,500	182,200	300,900	411,200
の職員	5	166,100	184,200	303,400	412,600
	6	168,000	186,400	305,700	414,000
	7	169,800	188,600	308,000	415,500
	8	171,600	190,800	310,400	417,100
	9	173,300	193,000	312,800	418,500
	10	175,400	195,800	315,200	419,900
	11	177,400	198,500	317,900	421,300
	12	179,400	201,200	320,800	422,600
	13	181,300	204,000	323,200	423,900
	14	183,500	205,700	325,100	425,300
	15	185,700	207,300	327,000	426,700
	16	187,900	209,000	329,100	428,100
	17	190,100	210,800	331,100	429,300
	18	192,700	212,400	333,300	430,600

改 正 案					現 行				
19	198,900	217,500	336,500	431,800	19	195,200	214,100	335,400	431,800
20	201,200	219,100	338,500	433,100	20	197,700	215,700	337,400	433,100
21	203,600	220,900	340,600	434,200	21	200,200	217,500	339,600	434,200
22	205,200	222,800	342,400	435,400	22	201,900	219,400	341,500	435,400
23	206,900	224,700	344,200	436,700	23	203,600	221,300	343,700	436,700
24	208,600	226,600	345,800	438,000	24	205,300	223,200	345,800	438,000
25	210,100	228,100	347,500	439,300	25	206,800	224,700	347,500	439,300
26	211,500	230,100	349,300	440,500	26	208,200	226,700	349,300	440,500
27	213,100	232,100	351,200	441,500	27	209,800	228,700	351,200	441,500
28	214,600	234,100	353,100	442,600	28	211,300	230,700	353,100	442,600
29	216,300	235,900	354,900	443,800	29	213,000	232,500	354,900	443,800
30	218,000	238,600	356,700	444,600	30	214,700	235,200	356,700	444,600
31	219,700	241,300	358,400	445,400	31	216,400	237,900	358,400	445,400
32	221,400	244,000	360,300	446,300	32	218,100	240,600	360,300	446,300
33	222,700	246,600	361,600	447,200	33	219,400	243,200	361,600	447,200
34	224,400	249,400	363,300	447,700	34	221,100	246,000	363,300	447,700
35	226,100	252,000	364,800	448,200	35	222,800	248,600	364,800	448,200
36	227,700	254,700	366,600	448,700	36	224,500	251,300	366,600	448,700
37	229,100	257,000	368,500	449,200	37	225,900	253,800	368,500	449,200
38	230,800	259,400	370,000		38	227,600	256,200	370,000	
39	232,500	261,900	371,300		39	229,300	258,700	371,300	
40	234,200	264,100	372,900		40	231,000	261,000	372,900	
41	235,800	266,600	374,000		41	232,600	263,600	374,000	
42	237,500	268,900	375,400		42	234,300	266,000	375,400	
43	239,100	271,100	376,800		43	235,900	268,200	376,800	
44	240,700	273,200	378,300		44	237,500	270,400	378,300	
45	242,300	275,300	379,700		45	239,200	272,500	379,700	
46	243,800	277,500	381,300		46	240,700	274,700	381,300	
47	245,100	279,600	382,900		47	242,000	276,900	382,900	
48	246,400	281,500	384,400		48	243,400	278,800	384,400	
49	247,500	283,800	385,800		49	244,600	281,100	385,800	
50	248,800	285,500	387,300		50	246,000	283,000	387,300	
51	250,200	287,400	388,800		51	247,400	284,900	388,800	
52	251,300	289,200	390,200		52	248,600	286,900	390,200	
53	252,400	290,600	391,400		53	249,700	288,600	391,400	
54	253,800	292,700	392,700		54	251,100	290,900	392,700	
55	254,800	294,700	393,800		55	252,300	293,200	393,800	
56	255,800	296,900	394,900		56	253,300	295,700	394,900	

改 正 案				現 行			
57	257,000	298,900	396,300	57	254,500	297,700	396,300
58	258,000	301,300	397,500	58	255,700	300,100	397,500
59	259,100	303,500	398,700	59	256,800	302,300	398,700
60	260,100	306,100	400,000	60	258,000	304,900	400,000
61	261,300	308,300	401,200	61	259,400	307,200	401,200
62	262,000	310,700	402,200	62	260,200	309,600	402,200
63	262,900	313,000	403,600	63	261,400	311,900	403,600
64	263,500	315,200	404,900	64	262,300	314,100	404,900
65	264,500	317,300	406,100	65	263,300	316,300	406,100
66	265,900	319,100	407,200	66	264,700	318,300	407,200
67	267,000	320,700	408,400	67	265,800	320,300	408,400
68	268,300	322,300	409,500	68	267,100	322,300	409,500
69	269,800	324,200	410,500	69	268,700	324,200	410,500
70	271,300	326,300	411,700	70	270,200	326,300	411,700
71	272,600	328,400	412,900	71	271,500	328,400	412,900
72	274,000	330,400	414,100	72	272,900	330,400	414,100
73	274,800	332,500	414,700	73	273,900	332,500	414,700
74	275,800	334,600	415,500	74	274,900	334,600	415,500
75	277,000	336,800	416,200	75	276,100	336,800	416,200
76	278,000	339,000	416,700	76	277,100	339,000	416,700
77	279,200	340,700	417,000	77	278,300	340,700	417,000
78	280,200	342,600	417,400	78	279,400	342,600	417,400
79	281,400	344,300	417,800	79	280,600	344,300	417,800
80	282,300	346,100	418,200	80	281,800	346,100	418,200
81	283,500	347,900	418,500	81	283,000	347,900	418,500
82	284,300	349,700	418,900	82	283,900	349,700	418,900
83	285,300	351,100	419,300	83	285,100	351,100	419,300
84	286,300	352,900	419,600	84	286,300	352,900	419,600
85	287,200	354,100	419,900	85	287,200	354,100	419,900
86	288,100	355,700	420,300	86	288,100	355,700	420,300
87	288,800	357,200	420,700	87	288,800	357,200	420,700
88	289,800	358,700	421,000	88	289,800	358,700	421,000
89	290,800	360,000	421,300	89	290,800	360,000	421,300
90	291,700	361,300	421,600	90	291,700	361,300	421,600
91	292,600	362,700	421,900	91	292,600	362,700	421,900
92	293,400	364,100	422,100	92	293,400	364,100	422,100
93	293,700	365,600	422,300	93	293,700	365,600	422,300
94	294,400	366,900		94	294,400	366,900	



改 正 案				現 行			
95	295,100	368,200		95	295,100	368,200	
96	295,900	369,400		96	295,900	369,400	
97	296,700	370,400		97	296,700	370,400	
98	297,500	371,400		98	297,500	371,400	
99	298,300	372,400		99	298,300	372,400	
100	299,000	373,400		100	299,000	373,400	
101	299,900	374,300		101	299,900	374,300	
102	300,400	375,300		102	300,400	375,300	
103	300,900	376,300		103	300,900	376,300	
104	301,400	377,300		104	301,400	377,300	
105	301,600	378,100		105	301,600	378,100	
106	302,000	379,000		106	302,000	379,000	
107	302,300	379,900		107	302,300	379,900	
108	302,500	380,900		108	302,500	380,900	
109	302,700	381,700		109	302,700	381,700	
110	302,900	382,700		110	302,900	382,700	
111	303,200	383,700		111	303,200	383,700	
112	303,500	384,700		112	303,500	384,700	
113	303,700	385,300		113	303,700	385,300	
114	303,900	386,200		114	303,900	386,200	
115	304,100	387,100		115	304,100	387,100	
116	304,400	388,000		116	304,400	388,000	
117	304,700	388,800		117	304,700	388,800	
118	305,000	389,500		118	305,000	389,500	
119	305,300	390,300		119	305,300	390,300	
120	305,600	391,100		120	305,600	391,100	
121	305,800	391,700		121	305,800	391,700	
122	306,000	392,500		122	306,000	392,500	
123	306,200	393,200		123	306,200	393,200	
124	306,500	393,900		124	306,500	393,900	
125	306,800	394,500		125	306,800	394,500	
126		395,200		126		395,200	
127		395,700		127		395,700	
128		396,300		128		396,300	
129		397,000		129		397,000	
130		397,600		130		397,600	
131		398,100		131		398,100	
132		398,600		132		398,600	

改 正 案						現 行					
	133		398,900				133		398,900		
	134		399,200				134		399,200		
	135		399,500				135		399,500		
	136		399,800				136		399,800		
	137		400,100				137		400,100		
	138		400,400				138		400,400		
	139		400,700				139		400,700		
	140		401,000				140		401,000		
	141		401,300				141		401,300		
	142		401,600				142		401,600		
	143		401,900				143		401,900		
	144		402,200				144		402,200		
	145		402,400				145		402,400		
	146		402,700				146		402,700		
	147		403,000				147		403,000		
	148		403,200				148		403,200		
	149		403,400				149		403,400		
定年前		基 準	基 準	基 準	基 準	定年前		基 準	基 準	基 準	基 準
再任用		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	再任用		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
短時間		円	円	円	円	短時間		円	円	円	円
勤務職		225,200	271,100	324,400	405,200	勤務職		225,200	271,100	324,400	405,200
員						員					

備考

- (1) この表は、教育委員会に勤務する職員で市町村立の小学校又は中学校の校長、教頭又は教諭から任命されたものに適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

備考

- (1) この表は、教育委員会に勤務する職員で市町村立の小学校又は中学校の校長、教頭又は教諭から任命されたものに適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(2)おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表 (抜粋) (第2条関係)

改正案	現 行
<p>(勤勉手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の9.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の4.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

6 議案第73号関係

(1) おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例 新旧対照表(抜粋)(第1条関係)

改 正 案	現 行
<p>(通勤手当、期末手当等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項に規定する通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の支給方法については、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第26条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、期末手当基礎額は、同条第4項及び第5項の規定にかかわらず、給料月額にその100分の20の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(通勤手当、期末手当等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項に規定する通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の支給方法については、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第26条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とし、期末手当基礎額は、同条第4項及び第5項の規定にかかわらず、給料月額にその100分の20の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

(2) おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例 新旧対照表(抜粋)(第2条関係)

改 正 案	現 行
<p>(通勤手当、期末手当等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項に規定する通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の支給方法については、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第26条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とし、期末手当基礎額は、同条第4項及び第5項の規定にかかわらず、給料月額にその100分の20の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(通勤手当、期末手当等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項に規定する通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の支給方法については、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第26条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、期末手当基礎額は、同条第4項及び第5項の規定にかかわらず、給料月額にその100分の20の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

7 議案第74号関係

(1) おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表  
(抜粋) (第1条関係)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の157.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

(2) おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表  
(抜粋) (第2条関係)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

8 議案第75号関係

おいらせ町下水道条例 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案	現 行						
<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第17条 使用料は、毎使用月又は2箇月ごとにおいて、使用者が排除した汚水の量に応じ、<u>別表</u>に定めるところにより算定した合計額に100分の110を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。この場合において、2箇月ごとの汚水量は、各月均等と見なし、使用料の額を定める。</p>	<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第17条 使用料は、毎使用月又は2箇月ごとにおいて、使用者が排除した汚水の量に応じ、<u>次の表</u>に定めるところにより算定した合計額に100分の110を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。この場合において、2箇月ごとの汚水量は、各月均等と見なし、使用料の額を定める。</p>						
	<p>排除 汚水 量</p>	<p>基本使 用料</p>	<p>超過使用料 (1立方メートル につき)</p>				
	<p>使 用 水 の 種 類</p>	<p>用途 区分</p>	<p>排除汚 水量10 立方メ ートル まで</p>	<p>排除汚 水量10 立方メ ートル を超え 30立方 メートル まで の分</p>	<p>排除汚 水量30 立方メ ートル を超え 50立方 メートル まで の分</p>	<p>排除汚 水量50 立方メ ートル を超え 150立 方メー トルま での分</p>	<p>排除 汚水 量150 立方 メー トル を超 える 分の</p>
	<p>水 道 水 及 び 水 道 水 以 外 の 水</p>	<p>一般汚水</p>	<p>1,200 円</p>	<p>120円</p>	<p>140円</p>	<p>160円</p>	<p>180円</p>
		<p>公衆浴場 プール汚 水</p>	<p>900円</p>				<p>20円</p>
<p><u>2 使用料は、別に定める使用水量を超過した場合は、減額するものとする。</u></p>							

改正案

現行

別表（第17条関係）

区分	基本使用料(1箇月につき)		超過使用料(1立方メートルにつき)	
	基本水量	金額	超過水量	金額
一般汚水	5立方メートルまで	1,100円	5立方メートルを	135円
			10立方メートルまで	146円
			20立方メートルまで	165円
			30立方メートルまで	176円
			40立方メートルまで	182円
			50立方メートルまで	192円
			80立方メートルまで	202円
			100立方メートルまで	

改 正 案				現 行
			<u>100立方メートルを超え150立方メートルまで</u>	<u>215円</u>
			<u>150立方メートルを超え200立方メートルまで</u>	<u>232円</u>
			<u>200立方メートルを超える分</u>	<u>255円</u>
<u>公衆浴場・プール汚水</u>	<u>10立方メートルまで</u>	<u>900円</u>	<u>10立方メートルを超える分</u>	<u>20円</u>



9 議案第76号関係

おいらせ町公民館条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案				現 行			
別表第1 (第8条関係) おいらせ町立中央公民館使用料				別表第1 (第8条関係) おいらせ町立中央公民館使用料			
区分		単位	使用料	区分		単位	使用料
講堂		1時間	630円	講堂		1時間	630円
大広間		1時間	630円	大広間		1時間	630円
和室	1号(1階、2階)	1時間	210円	和室	1号(1階、2階)	1時間	210円
	2号(1階)	1時間	210円		2号(1階)	1時間	210円
小会議室		1時間	210円	小会議室		1時間	210円
講習室		1時間	210円	講習室		1時間	210円
調理室		1時間	210円	調理室		1時間	210円
冷暖房 料	講堂・大広間	1時間	420円	暖房料	講堂・大広間	1時間	420円
	その他	1時間	100円		その他	1時間	100円
備考 町外利用者は、 <b>冷暖房料</b> を除き各使用料の倍額とする。				備考 町外利用者は、 <b>暖房料</b> を除き各使用料の倍額とする。			

10 議案第77号関係

おいらせ町病院事業の設置等に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 診療科目は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>3 病床数は、一般病床78床とする。</p> <p><u>4 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業を行う。</u></p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 診療科目は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>3 病床数は、一般病床78床とする。</p>

## 1.1 議案第78号関係

おいらせ町みなくる館・おいらせ町立図書館・大山将棋記念館の指定管理者の指定について

### (1) 対象施設

施設名（所在地）	みなくる館及び町立図書館 （おいらせ町下前田145-1）
	大山将棋記念館 （おいらせ町下前田144-1）
指定期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）
指定管理料の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有り（限度額352,477千円） <input type="checkbox"/> 無し
利用料金制	<input checked="" type="checkbox"/> 採用 <input type="checkbox"/> 不採用
公募・非公募の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募

### (2) 指定管理者の概要

団体名称	株式会社図書館流通センター
代表者名	代表取締役 谷一文子
所在地	東京都文京区大塚三丁目1番1号
設立年月日	昭和54年12月20日
事業概要	書籍及び雑誌の販売、書籍の情報収集及び情報検索・受発注用機械可読データの作成及び販売、図書館管理運営業務の受託及び代行業など。

### (3) 指定管理者の選定経過・理由

当該施設の指定管理者について公募したところ1件の応募があり、有識者等で構成する「おいらせ町みなくる館等指定管理者プロポーザル審査委員会」において、申請団体によるプレゼンテーション及び質疑応答により審査を行った。

指定管理者候補者として選定した団体は、総受託館数560館の図書館運営実績があり、豊富な実績に基づく施設の管理運営体制や、各施設の特性を活かした魅力的な主催事業及び自主事業の具体的な提案が評価された。

1 2 議案第79号関係

定住自立圏の形成に関する協定書 新旧対照表 (抜粋)

変 更 案	現 行												
<p>別表第2 (第3条関係)  結びつきやネットワークの強化  [略]</p> <p><u>(5) 男女共同参画</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組内容</th> <th>甲の役割</th> <th>乙の役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>男女共同参画社会の形成を推進する取組を連携して行う。</u></td> <td><u>乙と連携して、男女共同参画に関する取組を中心的に行う。</u></td> <td><u>甲と連携して、男女共同参画に関する取組を行う。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 (第3条関係)  圏域マネジメント能力の強化  [略]</p> <p><u>(2) デジタル化</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組内容</th> <th>甲の役割</th> <th>乙の役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>デジタル化推進体制の充実を図るため、情報システムに関する調査・研究を行う。</u></td> <td><u>ア デジタル化推進体制の充実に向けて連絡調整を行う。</u> <u>イ 乙と連携して、情報システムに関する課題等について意見交換等を行う。</u></td> <td><u>ア デジタル化推進体制の充実に向けて情報を提供する。</u> <u>イ 甲と連携して、情報システムに関する課題等について意見交換等を行う。</u></td> </tr> </tbody> </table>	取組内容	甲の役割	乙の役割	<u>男女共同参画社会の形成を推進する取組を連携して行う。</u>	<u>乙と連携して、男女共同参画に関する取組を中心的に行う。</u>	<u>甲と連携して、男女共同参画に関する取組を行う。</u>	取組内容	甲の役割	乙の役割	<u>デジタル化推進体制の充実を図るため、情報システムに関する調査・研究を行う。</u>	<u>ア デジタル化推進体制の充実に向けて連絡調整を行う。</u> <u>イ 乙と連携して、情報システムに関する課題等について意見交換等を行う。</u>	<u>ア デジタル化推進体制の充実に向けて情報を提供する。</u> <u>イ 甲と連携して、情報システムに関する課題等について意見交換等を行う。</u>	<p>別表第2 (第3条関係)  結びつきやネットワークの強化  [略]</p> <p>別表第3 (第3条関係)  圏域マネジメント能力の強化  [略]</p>
取組内容	甲の役割	乙の役割											
<u>男女共同参画社会の形成を推進する取組を連携して行う。</u>	<u>乙と連携して、男女共同参画に関する取組を中心的に行う。</u>	<u>甲と連携して、男女共同参画に関する取組を行う。</u>											
取組内容	甲の役割	乙の役割											
<u>デジタル化推進体制の充実を図るため、情報システムに関する調査・研究を行う。</u>	<u>ア デジタル化推進体制の充実に向けて連絡調整を行う。</u> <u>イ 乙と連携して、情報システムに関する課題等について意見交換等を行う。</u>	<u>ア デジタル化推進体制の充実に向けて情報を提供する。</u> <u>イ 甲と連携して、情報システムに関する課題等について意見交換等を行う。</u>											